

長崎県病院企業団監査委員公表

平成 26 年 12 月 10 日付け平成 26 年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 19 日

長崎県病院企業団監査委員 葺 本 昭 晴
同 今 村 嘉 昭

26本総第273号
平成27年5月15日

長崎県病院企業団
監査委員 葦本昭晴様
監査委員 今村嘉昭様

長崎県病院企業団
企業長 米倉 正大

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年12月10日付け平成26年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

(1) 意見

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原、五島及び対馬地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島の医師や看護師等の確保が困難であることなど、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を進めることとしており、医療を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定等もあり、4カ年度連続して黒字を確保しているものの、昨今における著しい患者数の減少など、一段と厳しさを増している。

今後も継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、病病・病診連携、医療・介護連携の強化や電子システムの統一化を推進するなど、将来を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、患者数の減少に歯止めをかけるためには、患者受療動向の分析と併せて、地域住民に対する病院経営への関心や理解を深める取り組みも、行政と一体となって進めていく必要がある。

② 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 101,342 千円で、前年度末に比し 4,806 千円減少（対前年度比 4.5%減）している。

当企業団の未収金は3カ年度連続して減少しており、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取り組みには温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収に力点を置き、回収に有効な取り組み事例などの共有化を図りながら、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組み強化を図る必要がある。

③ 職員の公金着服事件について

上五島病院の職員が、平成26年4月中旬から6月初旬にかけて、病院内の金庫に保管されていた現金を着服する事件及び同病院の非常勤職員が、平成23年1月から平成26年6月上旬にかけて、日々の現金収入から現金を抜き取り着服するという事件が発生した。

当該職員の行為が厳しく非難されることは当然であるが、長期に渡り事件が発覚しなかったことは、内部チェック機能や現金管理体制のあり方が問われる重大な事態である。

本件によって損なわれた県民の信頼を回復するため、企業団全体として、二度とこのような不祥事を起こさせない職場体制づくりに取り組む必要がある。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成30年3月末までに後発医薬品の数量シェアで60%以上にする目標を設定している。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、諸外国並みの普及率を目指し、医師等への後発医薬品の品質等の情報提供や安定供給のための施策を推進する方針が示されている。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、平成25年度末で11.7%となっており、病院間での取り組みにもバラツキが見られることから、各病院で国にあわせた新たな

算定基準での「使用促進計画」を作成し、その達成に向けて一層の取り組み強化が必要である。

⑤ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例が見受けられる。特に離島においては、地域性が顕著であることから、地域内で共通する物品等の契約事務の共同処理を検討するなど、基幹病院の役割強化を図りながら、より経済性が発揮されるよう努める必要がある。

なお、引き続き、適正な契約事務がなされるよう、マニュアルの作成等による具体的な処理方法の周知徹底を図ること。

(2) 講じた措置

① 病院経営について

企業団設立以降、経営面では着実な改善を図ってきたところですが、企業団が病院運営を担う離島・へき地については、著しい人口減少や急速な少子・高齢化の進行により患者数は減少しており、また、特に離島においては医師、看護師等の医療従事者不足など依然として厳しい環境に置かれています。

現在、国は社会保障制度改革において、医療・介護の連携強化、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステムの構築など、地域における医療及び介護の総合的な確保を図るための取組みや新たな公立病院改革を進めることとしております。

こうした国の動向を注視しながら、さらなる病病・病診連携強化や介護との連携、病床機能のあり方など、医療環境の変化に適切に対応するとともに、電子化の推進や院内保育所の整備等、医療従事者にとっても働きやすい環境づくりを進めてまいります。

また、地域活動等を通して、地域住民に対する病院経営への関心や理解を深める取り組みも積極的に行ってまいります。

② 未収金対策について

未収金の縮減については、引き続き新規発生防止に努め、定期的な訪問徴収の実施など、早期回収等に取り組んでまいります。

そのうえで、連帯保証人への督促については、取り組みを強化するとともに、「支払督促制度」等の法的手続きについても、最終的な手段として検討してまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

③ 職員の公金着服事件について

事件発覚後、直ちに適正な事務処理についての周知を行い、チェック機能の強化や現金管理体制の見直しに取り組みました。

また、会計事務改善対策検討チームを組織して、企業団全体としての再発防止策を策定するとともに、企業団経営会議や事務長会議において、統一した意識のもとでの取り組みがなされるよう、具体的対策について周知を図りました。

今後、このようなことがないよう企業団職員一体となって、再発防止に努めてまいります。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、毎年、企業団経営会議においてもこれを議題として、使用促進を促しております。

また、国から示された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に基づき、新たな算定基準による数値目標を設定し、各病院において後発医薬品の計画的な使用促進に取り組むこととしております。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

⑤ 契約事務について

平成 21 年度から実施している医薬品等の共同事業については、副院長会議等において、新たな項目の追加や効果的手法について検討を進めており、また、離島においては、基幹病院による契約事務の共同処理に取り組んでおります。

なお、契約事務を含む財務事務全般について、引き続き、財務事務担当者会議や事務長会議などの機会を通して、具体的な処理方法の周知徹底を図るとともに、より経済性を発揮すべく努めてまいります。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時：高額療養費限度額制度の説明 ○退院時：①退院が決まった時点での概算額の事前連絡の徹底 ②退院当日には、医事及び病棟スタッフの双方で精算事務の完了を確認 ③退院当日に支払いができない場合は、誓約書の徴収を徹底 ○時間外受診（外来）：「時間外預り金制度」の継続実施
○回収対策	○現年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○過年度未収金：未納者に対し電話、文書又は訪問による催促。 ○時間外受診（預り金）：未精算の場合、預り金を診療費に充当。
○連帯保証人への督促状況	○納付義務者と音信不通な場合や、督促に対して納入がない場合は、連帯保証人に電話、文書による督促を行う。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力がありながら納入がない等悪質性が判明した場合は検討する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○採用可能性について検討を継続し、可能なものから順次導入していく。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県島原病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時の対策強化。（無保険者や過去の未納者に対する相談体制の強化。高額療養費限度額申請手続きの促進など。） ○退院時精算のための対策強化。（退院前日に概算額を提示し支払い予定の確認。退院当日領収証等を確認後に退院手続き等。） ○外来については、時間外預り金制度の継続。 ○土曜日会計窓口開設による利便性向上。（土日退院予定患者に対応）
○回収対策	○文書による督促の徹底。 ○昼夜の電話催告の実施、個別訪問の実施。 ○来院面談の実施。分納相談等による債権回収。 ○債権回収嘱託職員の配置（H24年度から） ○土曜日に会計窓口を開設。
○連帯保証人への督促状況	○本人と接触できない場合や支払約束不履行の場合には連帯保証人に対して文書や電話で督促。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力があり、かつ、悪質な場合があれば検討したい。法的手続きの前段として、内容証明郵便での督促を実施している。
④ 後発医薬品の使用促進について	○平成26年度は、後発医薬品使用促進に係る目標を入院使用薬品の数量ベース60%以上と設定し、採用促進に努めた結果、目標を達成することができ、診療報酬上の最高の評価を得られることとなった。 なお、内用薬・外用薬については、どの後発メーカーに切り替えるかについて、年2回開催の後発医薬品推奨品目検討委員会において島原薬剤師会と協議を行っている。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○退院時料金精算確認済みカードの配布 ○現物給付制度の説明及び利用促進 ○退院時分納制度申請相談 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施
○回収対策	○督促書・催促書の発行 ○納入通知書の送付 ○電話連絡・自宅訪問 ○来院時面談
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し履行確認協力書の発行
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質な患者については今後法的手段も検討したい。 ○基本的には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討している。また、平成26年度も引き続き点滴、注射について採用数を増やしている。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時は、連帯保証人を取っている。（退院日には精算してもらうように金額を提示する） ○時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認 ○窓口の隣にある薬局と連携をとり、支払済であるか確認をする。
○回収対策	○督促状、催告書の発行 ○地域内では訪問して回収するようにしている。 ○誓約書を作成する。 ○本人、家族との話し合いを持つ。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し協力依頼を行っていく。（話し合いも十分にしていく）
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○島特有の顔見知りが多いということで、法的手続きについては今後、慎重に検討したい。
④ 後発医薬品の使用促進について	○調剤薬局とも連携し、安定供給できるものを導入していく。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時は、連帯保証人を取っている。 ○時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認
○回収対策	○督促状、催告書の発行 ○地域内では訪問して回収するようにしている。 ○誓約書を作成する。
○連帯保証人への督促状況	○今後は、連帯保証人に対する協力依頼を行っていきたい。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質な場合があれば、最終的な手段として検討していきたい。
④ 後発医薬品の使用促進について	○五島中央病院が使用している分について採用し、使用促進を図る。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○時間外預り金制度の活用（S56.4.1～） ・一般患者3,000円、交通事故・労災患者10,000円 ○電子カルテ上に未収金額と未収金ありを表示し、医事係への連絡を行っている。
○回収対策	○未収金発生後は、電話による督促。 ○文書による督促を2ヶ月に1回程度、訪問徴収を年2回（盆、正月前）実施。
○連帯保証人への督促状況	○平成25年度実施 5件
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○一部負担金60万円以上は保険者請求。
④ 後発医薬品の使用促進について	○DPCへの参加に向け、平成29年度までに使用量割合60%を目標とする。（平成26年度末、約43%） ○①安定供給 ②品質に関する信頼性の確保 ③情報提供の方策 ④使用促進に係る環境整備 ⑤医療保険制度上の事項 についての国の取り組み等を注視して使用促進に努める。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

医療機関名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらうようにしている。また、預り金制度も導入している。
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
○連帯保証人への督促状況	○現在は事例なし。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○従来どおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定している。引き続き使用促進を図っていく。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○未納が発生した場合は、当事者と相談し納付可能な範囲において、「延納・分納申請書」を記入させ、必ず納付するように約束させる。
○回収対策	○「延納・分納申請書」を基本として納付させ、納付できない状況となった場合、再度当事者と相談し、少額でも納付可能額を設定し納付させる。それでも納付しない場合は戸別訪問により徴収する。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人への督促まで至っていない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○法的手続きを検討する状況には至っていない。
④ 後発医薬品の使用促進について	○当医療センターは、上五島病院附属診療所であり、使用する薬品は上五島病院と合わせている。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬いづはら病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○未収金管理マニュアルを平成23年6月1日に策定し、防止対策を実施。
○回収対策	○電話、文書による督促・催告並びに訪問徴収。
○連帯保証人への督促状況	○文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知している。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払い督促を実施予定。
④ 後発医薬品の使用促進について	○平成26年12月末現在の採用医薬品1,322品目中、後発医薬品の採用数は76品目（採用率5.7%）であり、更なる使用促進を図りたい。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県中対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○平成12年度から預り金制度を導入している。（時間外、土・日・祝祭日） ・金額：保険証あり 5,000円、保険証なし 10,000円 ○平成22年5月より、クレジットカード決済を導入している。
○回収対策	○2人体制で、月に25件程度、訪問回収をしている。 訪問件数 平成23年度 192件、平成24年度 233件 平成25年度302件 平成26年度（1月末）310件 ・分納相談や戸別訪問を行っている。
○連帯保証人への督促状況	○平成23年度に9件、平成24年度に12件、平成25年度、平成26年度は請求なし。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○電話や訪問による回収に努めている。
④ 後発医薬品の使用促進について	○利用率の目標を定めるなど利用促進に向けて協議している。また、新病院ではDPCを導入する予定なので、2病院で使用率を上げるように検討している。

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円 ○クレジット払いの導入（主に韓国からの旅行者が利用している。） ○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかにおこなうようにしている。
○回収対策	○電話及び文書での督促・催告通知。 ○毎月訪問徴収を実施。（発生日から2ヵ月をめぐりに訪問をおこなうことにしている。） ○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めている。
○連帯保証人への督促状況	○平成23年度は9件督促をおこなった。平成24年度からは連帯保証人への督促を必要とする事例がなく、現在のところ必要とする事例は発生していない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金の件数は少なくまた小額なため、分納相談及び戸別訪問で対応する。
④ 後発医薬品の使用促進について	○採用率を上げるため、「医薬ミーティング」でも引き続き議題として取り上げている。また、採用率の目標値を年度毎に設定して使用促進を図っていきたい。（H26.11月末現在採用率：①約8.9%・②約16.8%） ※①の算出方法：後発品／全採用医薬品数 ※②の算出方法：後発品／後発品がある先発品＋後発品のみ

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、回収には努力されているが、まだ新規に発生している状況であるため、今後とも新規発生の抑制と未収金の回収に努力すること。 また、事務上の誤りによる調整額が多いので、その減少に努めること。</p> <p>2. 契約関係について 実際の入札件名と予定価格調書の件名が相違しているものがあつた。入札の適法性に影響するので、特に注意すること。 また、委託契約書の契約日付を誤って記載していたので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 新規発生の抑制については、医事スタッフ、病棟スタッフ、未収金担当等、病院全体で連携し、引き続き取り組みます。 また、調整額については、個人台帳、医事データ等との不一致が原因となっているため、適正な事務処理に努めます。</p> <p>2. 契約関係について 契約事務の重要性の意識付けを更に強化し、適正な事務処理に努めます。</p>

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の回収については、電話連絡、督促状の送付、未収金対策要員による家庭訪問などを行うとともに、未収金整理簿も適切に管理されており、過年度未収金は前年度比で減少している。 今後とも、未収金の新規発生を抑制するとともに、回収に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金対策に基づき、引き続き、未収金の発生防止、早期回収に努めます。</p>

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の回収努力はされているものの、新規発生分が回収分を上回ったため、過年度未収金は前年度比で増加している。 未収金の回収については、職場内の連携の強化を図るとともに、新規発生抑制に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、引き続き未収金整理簿等の適切な管理を行っていきます。 新規に発生する未収金を極力抑えるために、現物給付制度の促進・分納制度の活用など、入院中から医療費の相談を行い、退院会計時には速やかに精算できるように努めます。 また、未収金が発生した場合には、速やかに督促・面談・電話・自宅訪問などを行い、早期回収に努めます。</p>

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の回収については、未収金整理簿を適切に管理し、家庭訪問を行うなど回収の強化に努めること。</p> <p>2. 安全衛生管理委員会について 安全衛生管理委員会が年1回しか開催されておらず、本部への報告も行われていない。 要綱に基づき委員会を毎月開催し、開催後は速やかに本部へ報告すること。</p> <p>3. 固定資産台帳について 固定資産台帳に取得年月日、耐用年数、財源区分、償却率、償却額等記載漏れが散見された。 固定資産台帳は取得から除却までその資産を維持管理する上で最も基本となるものであるが、以前から不備が指摘されている。 会計制度改正に伴う新財務会計システムへのデータ移行にも支障をきたす恐れがあるため、早急に整備すること。</p> <p>4. 企業債台帳について 企業債台帳が平成18年度以降未整備である。 償還元金及び利息は多額に上り、予算執行上、正確に償還金を把握する必要があるため、早急に整備すること。</p> <p>5. 備品整理簿について 備品整理簿が未整備であったので、財務規程に基づき整備すること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金整理簿を適切に管理するとともに、継続して未収金の回収強化に取り組みます。</p> <p>2. 安全衛生管理委員会について 要綱に基づき、適正な委員会の運営に努めます。</p> <p>3. 固定資産台帳について 台帳については直ちに整備を行いました。今後も適正な事務処理に努めます。</p> <p>4. 企業債台帳について 台帳を整備するとともに、適正な処理に努めます。</p> <p>5. 備品整理簿について 整理簿の整備を行いました。財務規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p>

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しているが、前年度の査定減の事務処理漏れによる増加分を控除すれば、実質、増加している。 未収金の減少に向けて、今後とも回収に努めること。</p> <p>2. 支出事務関係について 請求書に支払日が記載されていないもので、受付日から15日以上経過して支払われているものがあった。 また、電気料金について、毎月早収料金適用期間を過ぎて支払っているため、翌月の料金に3%の遅収料金が加算されているので、財務規程等に基づき、適正な処理を行うこと。</p> <p>3. 固定資産台帳について 固定資産台帳に取得年月日、耐用年数、財源区分、償却率、償却額等記載漏れが散見された。また、平成25年度取得分の整備がされていない。 固定資産台帳は取得から除却までその資産を維持管理する上で最も基本となるものであるが、以前から不備が指摘されている。 会計制度改正に伴う新財務会計システムへのデータ移行にも支障をきたす恐れがあるため、早急に整備すること。</p> <p>4. 備品整理簿について 備品整理簿に平成18年度以降取得分が整備されていないので、財務規程に基づき整備すること。</p> <p>5. 契約関係について 委託契約において、施行何が作成されておらず、予定価格の設定、予定価格調書がない。契約日のもれ、契約書に院長印がないものが1件。見積書がないものや見積日付がないものが散見された。 施行何や購入何により、契約方法、予算額、予定価格、見積徴取先等の設定が必要である。契約事務について、適正な事務処理に努めること。 また、医療機器及び備品購入について、購入何がないもの、予定価格が設定されていないものが散見されたので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、未収金の回収・新規発生防止に努めます。</p> <p>2. 支出事務関係について 今後、支払遅延が生じないよう、適正な事務処理に努めます。</p> <p>3. 支出事務関係について 台帳については直ちに整備を行いました。今後も適正な事務処理に努めます。</p> <p>4. 備品整理簿について 財務規程に基づき、整備を行いました。</p> <p>5. 契約関係について 契約事務については財務規程等に基づき、訂正な処理に努めます。</p>

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の回収には努力されているが、新規発生分の増加により過年度未収金が増加している。 今後とも、未収金の新規発生を抑制するとともに、回収に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、回収への取り組み、新規発生の防止に努力いたします。</p>

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

医療機関名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、新規発生分もない状況である。 新規発生抑制に引き続き努力すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後も適正な未収金の管理・回収及び新規発生抑制に努めます。</p>

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県対馬いづはら病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 未収金の回収に努力はされているが、新規発生分の増加により、前年度比で過年度未収金は増加している。 今度とも、引き続き新規発生抑制と未収金の回収に努力すること。</p> <p>2. 収入事務関係について 請求書兼領収書控伝票と現金収納報告書を照合した結果、領収書控が現金収納領収書より多く、一致していない事例があった。 また、領収書控には、数件分の領収書が保存されていないことが会計のレジスターペーパーと照合で判明した。 すべての領収書控が保存されていない実態があるので、今後はすべての領収書控を保存すること。</p> <p>3. 支出事務関係について 医薬品一元管理システム（SPD）導入にあたって、適正な契約変更手続きによらず、本来、病院が負担すべき費用について、医薬品の契約単価に上乗せし支出が行われているので、関係法令等を遵守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>4. たな卸について たな卸表が作成されていない。薬剤師や栄養士が出力した在庫資料を未決のまま、たな卸資産減耗費の処理に使用している。 財務規程の様式により実地たな卸の決裁を行い、これに基づいて資産減耗費を計上すること。</p> <p>5. 契約関係について 燃料費の単価契約において、年間予定額が100万円を超える契約でありながら、契約書が作成されていないものがあった。 財務規程に基づき、適正に処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 継続的に新規発生抑制及び回収に努力いたします。</p> <p>2. 収入事務関係について 内金処理に伴う領収書控の取扱及び文書料等手書きの領収書の取扱に問題があったため、領収書のコピーを控にする等の対応を行いました。</p> <p>3. 支出事務関係について 医薬品一元化システム（SPD）導入にあたって、本来導入に係る委託料として支出すべき費用を予算の関係上、薬品費として支出していたため、薬品費上乗せ分を一旦精算し、導入費用に係る委託料として請求を受け、適正な支出処理を行いました。</p> <p>4. たな卸について 関係規程に基づき、適切に処理を行いました。</p> <p>5. 契約関係について 関係規程に基づき、適切に処理を行いました。</p>

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県中対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、回収に努力されているが、新規発生が生じる状況である。 今後とも、引き続き未収金の回収に努めるとともに、新規発生の抑制に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 新規発生抑制対策については、医事係・病棟スタッフ・未収金担当など、病院全体で連携し、継続し取り組みます。 過年度未収金のうち回収不能なものについては、企業長へ協議のうえ、不納欠損処分を行っていますが、債務者が所在不明な場合、無資力な場合などについては明確に基準がないため、他病院の事例等を参考に基準を明確化したうえで、適正な処分を検討します。 未収金の把握・消込等については、各担当者が未収データ照合作業を行うとともに、毎月、出納担当が未収金管理票により、消込先に誤りがないか確認するよう、正確な事務処理に努めています。</p>

(別紙様式)

平成26年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度比で減少しており、4年連続して新規発生がない状況である。 未収金の管理、回収は着実に実行されている。引き続き、新規発生の抑制に努力すること。</p> <p>2. 契約関係について 委託業務の業者選定のためのプロポーザルにおいて、順位に影響はないものの、評価点の算定中「価格評価点」の計算に誤りがあった。 業者選定の根幹にかかわる部分であり、複数でチェックするなど、適正な処理に努めること。</p>	<p>1. 未収金について 引き続き適正に処理し、回収についても努力いたします。</p> <p>2. 契約関係について 指摘のとおり、今後このようなことがないように適切な処理に努めます。</p>